

ユキヒョウ輸送業務 仕様書

1 業務概要

- (1) 本業務は、秋田市大森山動物園で飼育中のユキヒョウ 1 頭を、札幌市円山動物園寒帯館ユキヒョウ獣舎に輸送するものである。
- (2) 輸送及び積降し作業上の安全対策を講じることはもちろん、動物の状態によっては緊急対応、作業中断または中止の場合も想定されることから、柔軟に対応できる体制を構築すること。
- (3) 業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示に従うこと。

2 業務実施期間

令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）から令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）まで

3 動物の種類と数

輸送動物：ユキヒョウ、メス、2022 年 4 月 3 0 日生まれ、1 頭

4 輸送要領

- (1) 秋田市大森山動物園から札幌市円山動物園まで、上記の動物を陸路及び海路にて、輸送檻を悪天候から守るとともに適切な温度などの空気環境を維持することができ、安全に積み降ろしできる空調設備付箱型テールリフトゲート付トラックで輸送する。
- (2) 受託者は、受託者が所有する当該動物の輸送に適した構造及び大きさの輸送檻を使用すること。
なお、輸送檻は当該種の輸送に関して「動物の愛護及び管理に関する法律」に定める特定動物飼養施設としての許可を受けたものでなければならない。
- (3) 「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物の輸送に係る関係官庁への申請や届出を適正に行うこと。
- (4) その他法令を順守し、委託者と綿密に調整すること。
- (5) 輸送中は、輸送檻内の温度管理に留意し、動物の安全管理を徹底するとともに、適宜水を与える等して健康管理に十分留意すること。
- (6) 動物に異常がみられた場合は、速やかに委託者と連絡を取り、その指示に従うこと。

- (7) 輸送檻は確実に固定するとともに、動物が人目に付かないように配慮すること。
- (8) 積み降ろしに係る作業については、受託者の責任において必要な有資格者を配置すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務で知りえた内容、情報等を第三者に漏えいしないこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者双方で協議の上決定すること。
- (3) その他詳細については、委託者の指示によるものとする。

6 業務実施における特記事項

- (1) 輸送作業日は業務実施期間のうち、2日間を委託者と協議して決定すること。急な天候不順や動物の体調によって日数が変動する場合は必ず事前に委託者と協議すること。
- (2) 園内における作業及び通行にあたっては、架線等の既設物に留意し、受託者の責任において必要に応じた措置を講ずること。

7 業務実施における一般事項

- (1) 腕章等を着用し、本業務の業務員であることが判別できるようにすること。
- (2) 園内は駐車場を含めて全面禁煙である。
- (3) 盗難、火災等の発生に注意すること。
なお、異常を発見した場合には、委託者に報告すること。
- (4) 受託者の負担の範囲
 - ア 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
 - イ 交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (5) 安全の確保について
輸送及び積み降ろし作業の実施にあたって、事故防止に努めるとともに、受託者の責に帰すべき事由により委託者または第三者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなけ

ればならない。

(6) 作業実施について

輸送及び積み降ろし作業の実施に伴う騒音や振動等により、飼育動物や来園者等への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また動物の出産等により一時的に作業を中断が必要な場合があることに留意すること。

(7) 車両の入構について

園内に入構する作業車両は、車両番号や車種、運転者、運転者連絡先が分かるように表示し、予め委託者の許可を受けること。園路等の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、委託者と十分協議を行ったうえで行うこと。

(8) 備品等の破損事故

業務の実施にあたって備品及び設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

8 環境負荷低減事項

(1) 共通事項

本業務の履行に於いては、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内作業業務

ア 燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。

(3) 運搬等自動車を使用する業務

ア できるだけ低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。

イ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に務めること。

9 提出書類

業務が完了した時は、ただちに完了届を提出すること。

10 その他

業務の実施に関する疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。